

令和4年度 第9回

上島町農業委員会 議 事 録

令和4年12月9日

[illegible]

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第9回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は平岡修委員が欠席です。出席委員数は、農業委員8名、推進委員6名、計14名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。田中委員、砂川委員、よろしくお願いします。
	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案と第2号議案は関連がありますので一括上程します。第1号議案、農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画(案)について、第2号議案農地利用集積計画(案)について事務局から説明を求めます。
第1・2号議案	事務局	(内容説明)
		なお、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地のすべてを効率的に耕作すること、②農作業に常時従事すること、年間 150 日以上となっており、すべての要件を満たしていると判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	それでは、現地確認は私がしましたので説明させていただきます。12月8日に事務局の能地さんと一緒に現地確認しました。この場所は4筆あって結構広い農地です。道路沿いにあるので日当たりがよいい畑だと思います。非常に良い条件だと思います。以上です。
		以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。
審議		ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採決		(全員挙手)
		全員賛成ということで、町から諮問された第1号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
		続いて、第2号議案を賛成の方は、挙手をお願いします。
採決		(全員挙手)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第2号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
第3号議案		それでは第3号議案を上程します。農地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		なお、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地のすべてを効率的に耕作すること、②農作業に常時従事すること、年間 150 日以上となっており、すべての要件を満たしていると判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	それでは、現地確認は私がしましたので説明させていただきます。
		この土地は申請者の両親の自宅の横で今現在は雑木がかなり生えていますが場所的には道路際になります。便利のいい場所で、日当たりもよく好条件の土地だと思います。以上です。
審議		以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採決		(全員挙手)
		全員賛成ということで、町から諮問された第3号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
第4号議案		それでは第4号議案を上程します。農地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		なお、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地のすべてを効率的に耕作すること、②農作業に常時従事すること、年間 150 日以上となっており、すべての要件を満たしていると判断されます。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	12月5日に事務局と一緒に現地確認に行きました。雑木が少し生えていますが道路沿いでやりやすい場所だと思います。問題はないと思います。
審議		以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第4号議案を

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		賛成の方は挙手をお願いします。
採決		(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第4号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
		全員賛成ということで、許可といたします。
第5号議案		それでは第5号議案を上程します。非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農振農用地を非農地として判断する基準として、国から示された、農地法のするための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し「農業振興地域制度に関するガイドライン」で当該土地を農用地から除外しても、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼす恐れがない土地であること、②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること、以上の非農地の認定基準に該当していると判断されます。第5号議案の説明は以上です。
	議 長	それでは、現地確認された村上穂委員、岡辺委員、小西委員の説明を求めます。
	村上穂委員	12月7日事務局と現地確認に行きました。道路沿いのいい条件の土地なので惜しいと思いますが、長年放置されて竹でおおわれて耕作できるような状態ではありません。非農地判断は妥当であると判断しました。
	岡辺委員	12月6日小西委員と能地さんと現地確認に行っていました。現地は竹でおおわれて耕作するには重機とか入れないとできない状況です。周りに民家等はなく現況ほかに迷惑をかけるようなことはないので今回の非農地判断は妥当と判断しました。
	小西委員	12月6日に岡辺委員と能地さんと現場確認に行かせていただきました。かなり耕作していない感じでした。周囲に耕作地がないので非農地に相当するんじゃないかなと判断しました。以上です。
審議	議長	以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。
		ないようですので、第5号議案賛成の方は、挙手をお願いします。
採決		(全員挙手)
		全員賛成ということで、非農地である旨証明します。

